

広川町新庁舎建設基本計画（答申）に対する パブリックコメントの実施結果について

○実施概要

1. 意見募集の対象

広川町新庁舎建設基本計画（答申）

2. 意見対象者

- ・町内に住所または居住している方
- ・町内にある事務所または事業所に勤務している方
- ・町内にある学校に在籍している方
- ・本町に対して納税義務を有する方
- ・本計画策定において利害関係を有している方

3. 意見募集の期間

平成30年7月6日（金曜日）から平成30年7月31日（火曜日）

4. 資料の閲覧・配布場所

- ・ホームページ
- ・広川町役場（西側2階）総務課
- ・広川町役場（玄関フロアー）総合案内窓口
- ・交流センター「いこっと」図書館

5. 意見の提出方法

- ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

○意見募集の結果

1. 意見の件数

- ・意見提出者数 2人
- ・意見提出数 8件

| NO. | 質問・意見 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>まず、庁舎の耐震性能不足や老朽化等を考慮すれば建替えの必要性は理解できました。その上で、時期的なマスト性について、今一つ理解ができませんでした。すなわち、建替えはなるべく早い方が良いとは思いましたが、示された整備スケジュールで実施すべきとの決定打はないように感じました。多分「市町村役場機能緊急保全事業」等の期限が大きく影響していると判断致しましたが、現時点このタイミングに合わせる事が本当に得策であるのか否か（補助金額等の意義）が細部理解できませんでした。</p> | <p>平成 28 年度までの庁舎建設事業については、原則として、国からの財政支援は一切なく、すべて町独自の財源で行うしか方法がありませんでした。国は、熊本地震を教訓として、平成 32 年度末に期限を切った「市町村役場機能緊急保全事業（以下「保全事業」という。）」という地方債制度を新設し、災害に強い役場庁舎建設を推進しています。この保全事業の対象となった事業費について、地方債を借入ると、後年度の普通交付税として国の支援を受けとることができます。このため、整備スケジュールについては、この保全事業を最大限活用できるスケジュールとしています。</p> |
| 2 | <p>急がず、むしろ時間をかけて検討していくべきだと思う。</p> | |
| 3 | <p>答申では、建設候補地の比較検討に関して、①現位置、②武徳館、及び③南側駐車場の三つの候補地がありましたが、これらを比較するに際してそもそも同格的比較（表現が難しい）ができていないのではないかと感じました。換言すれば、三つの中では最初から①現位置が選択される状況にあるように思いました。よって、私は、更に時間を掛けてでも候補地を拵げた形で当該検討を継続した方（更に広い候補地を求めてなるべく低層の庁舎を建設する等）が、より「まちづくりの核施設、長期的な視点から住民ニーズや行政需要の要請に答える」庁舎を建てることに近づくのではないかと思った次第です。平成 28 年 11 月に実施された「庁舎に関するアンケート」の内容に関しても、大変でしょうが独自に再実施してもよいのではないのでしょうか。</p> | <p>庁舎の建設候補地については、平成 27 年 8 月に実施したアンケート結果を重視し、「現在の庁舎周辺」で 3 つの候補地を選定し検討を行いました。候補地の選定にあたっては、町が所有する土地で一定の面積が確保できる土地を選定し検討を行っております。敷地の拡張の件については、用地買収や転用の手続きに相当の期間を要し、保全事業の期限（平成 32 年度末）に間に合わないことになるため、敷地拡張の協議には至りませんでした。</p> <p>建物の具体的な形状などについては、ご意見にあるように、長期的な視点により、住民の利便性を第一に、まちづくりの核施設となるように 4 層程度から 6 層程度を目安に今後検討を重ねてまいります。</p> <p>アンケート調査に関しては、再実施の予定はありませんのでご了承ください。</p> |
| 4 | <p>建設予定地は隣地の農地が最適ではないかと思われま。</p> | |
| 5 | <p>建物・庁舎はフラットで広く余裕の有る広さが必要だと思ひます。</p> | |

| NO. | 質問・意見 | 回答 |
|-----|--|---|
| 6 | <p>高齢化で住民が使い易いバリアフリーの設備と配置が欲しいこと、今後将来、私たちが想像できないような設備が導入されるかもしれないことを思えば、庁舎内の空間と面積を広く取ってほしいと思います。</p> | <p>高齢化に対応したバリアフリー対策については、基本計画の中では「庁舎内の完全バリアフリー化を実現する。」という整備方針を掲げており、高齢者を含むすべての町民の方が利用しやすい庁舎を実現したいと考えております。庁舎内の空間や面積については、「執務環境等調査業務」の調査結果や建築費とのバランスを考慮しながら検討を進めてまいります。</p> |
| 7 | <p>建設費は妥当なのか、すでに建設費は、まだまだ膨らむと言う意見が聞かれます。実際はどうか、検証されているのですか。</p> | <p>現時点の概算建設費は、最近庁舎を建設した複数の事例を参考にその平均値で算出しております。あくまでも概算事業費となりますので、建築物価の動向や町が要求する仕様の水準によって事業費が増減することになります。</p> |
| 8 | <p>財政計画では財源に交付税措置をあてにしているのは理解できますが、低金利の現状を見れば、事業債での調達はむしろ容認すべきではないか。</p> | <p>庁舎建設事業の財源は、町がこれまで蓄えてきた基金の繰入と借入れにより資金を調達する地方債で賄う計画としております。地方債については、ご質問にあるとおり低金利の状態が続いておりますが、実際の借入時の金利はその時にならないと分かりません。今回の庁舎建設事業における地方債の借入は、①市町村役場機能緊急保全事業、②緊急防災・減災事業、③一般単独事業を予定しております。①②については借入先が地方公共団体金融機構となり長期で低利の借入が可能となりますが、③については、民間金融機関からの借入となり、①②と比較すると一般的には短期で高い利率での借入となりますので、③一般単独事業での借入れを抑制できないか引き続き検討していくこととしています。</p> |